

令和6年4月15日
杉並保健所生活衛生課

薬局開設等における薬剤師免許証等の原本照合について

薬局開設・変更の届出時等に、保健所窓口で薬剤師免許証の資格証等の原本確認をおこなっていますが、令和6年4月15日より保健所窓口で原本確認をせずに、開設者が原本と相違ない旨を確認する方法でも届け出すことができます。

○確認の方法

資格証等の写しの余白に、「原本照合を行った旨」及び「開設者の氏名（法人の場合はその名称）」を記入し、ご提出ください。

記載例：「本証照合済（株）すぎなみ薬局」

○対象となる資格証等

- ・ 薬剤師免許証（※1、※2）
- ・ 登録販売者の販売従事登録証
- ・ 医療機器等営業所管理者基礎講習修了証
- ・ 卒業証書、毒物劇物取扱者試験の合格証

※1 薬剤師免許証の裏面に記載がある場合は、裏面も印刷してください。

※2 新規申請、書替交付申請及び再交付申請の手続き中で免許証がない場合は、登録済証明書も含まれます。

○注意事項

登録内容等から勤務状況に疑義が生じた場合は、資格証等の原本確認を保健所から求める場合があります。

○連絡先

〒167-0051 東京都杉並区荻窪5-20-1
杉並区杉並保健所生活衛生課 医薬担当
Tel：03-3391-1991